



江別市と株式会社北海道銀行との連携協力に関する協定書

江別市（以下「甲」という。）と株式会社北海道銀行（以下「乙」という。）は、産業振興に資する事業等の実施について、積極的な連携・協力を行い、地域経済の活性化に寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲及び乙は、上記の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 農業・食品関連産業を始めとした地域産業の振興に関すること
- (2) マーケティングおよび販路拡大に関すること
- (3) 企業誘致の推進に関すること
- (4) 大学・試験研究機関等との連携推進に関すること
- (5) 海外販路の拡大および企業の海外進出の促進に関すること
- (6) 人材の育成に関すること
- (7) その他協議により定める事項

第2条 協定に関する連携・協力の実施に当たり、甲及び乙の間で詳細な取り決めなどが必要となる場合は、別途協議の上、覚書などを締結できるものとする。

第3条 甲及び乙は、協定に基づく連携・協力を行う上で、お互いが知り得た情報を善良なる管理者として注意義務をもって厳重に保管・管理をし、協定の有効期間及び期間終了後においても第三者に開示又は漏洩しないものとする。

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに甲乙のいずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに3年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

2 前項による協定の有効期間中であっても、甲乙協議の上、協定の内容を変更することができる。

第5条 協定に定めのない事項、又は運用に当たり疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議するものとする。

協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月28日

甲 江別市高砂町6番地
江別市

市長

そ 好



乙 札幌市中央区大通西4丁目1番地
株式会社 北海道銀行

取締役頭取

堀 八 義 博

